

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	志賀町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.shika.ishikawa.jp/soumu/my_number.html">http://www.town.shika.ishikawa.jp/soumu/my_number.html</a>

執行機関名 志賀町長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	志賀町不妊治療費助成金交付要綱(平成28年志賀町告示第71号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の7の項 志賀町不妊治療費助成金交付要綱(平成28年志賀町告示第71号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	志賀町不妊治療費助成金交付要綱(平成28年志賀町告示第71号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	第1条 この告示は、 <u>不妊治療及び不妊検査を受けた夫婦に対し、その治療又は検査に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的として、志賀町不妊治療事業に対する助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、志賀町補助金等交付規則(平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。)</u> に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		志賀町不妊治療費助成金交付要綱